

## 甲 第 156 号 議 案

地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による岡山市長の調査等の  
対象となる法人の範囲を定める条例の制定について

地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による岡山市長の調査等の対象となる  
法人の範囲を定める条例を次のように制定するものとする。

平成24年9月4日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による岡山市長の調査等の  
対象となる法人の範囲を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」とい  
う。）第152条第1項第3号の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67  
号）第221条第3項の規定による市長の調査等の対象となる法人の範囲を定めるもの  
とする。

(調査等の対象となる法人)

第2条 令第152条第1項第3号に規定する条例で定める法人は、次に掲げるとおりと  
する。

- (1) 財団法人岡山シンフォニーホール
- (2) 財団法人岡山県下水道公社
- (3) 財団法人児島湖浄化センター周辺対策基金
- (4) 財団法人吉井川水源地域対策基金
- (5) 岡山市場冷蔵株式会社
- (6) 岡山港埠頭開発株式会社

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

地方自治法施行令の一部改正に伴い、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

## 甲 第 157 号 議 案

岡山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年9月4日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市市税条例の一部を改正する条例

岡山市市税条例（昭和25年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第9条の2の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合）

第9条の2の2 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

2 改正後の岡山市市税条例附則第9条の2の2の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、公害防止用の下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

## 甲 第 158 号 議 案

岡山市診療所における専属の薬剤師の配置基準に関する条例の制定について  
岡山市診療所における専属の薬剤師の配置基準に関する条例を次のように制定するものとする。

平成24年9月4日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市診療所における専属の薬剤師の配置基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号）第18条の規定に基づき、診療所における専属の薬剤師の配置基準について定めるものとする。

(診療所における専属の薬剤師の配置基準)

第2条 診療所における専属の薬剤師の配置基準は、医師が常時3人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による医療法の一部改正に伴い、診療所における専属の薬剤師の配置基準について定めるため、本条例を制定しようとするものである。

## 甲 第 159 号 議 案

岡山市興行場の衛生措置基準等に関する条例の制定について

岡山市興行場の衛生措置基準等に関する条例を次のように制定するものとする。

平成24年 9 月 4 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市興行場の衛生措置基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項及び第3条第2項の規定に基づき、興行場の設置の場所及び構造設備並びに入場者の衛生に必要な措置の基準を定めるものとする。

(興行場の設置の場所の基準)

第2条 法第2条第2項の規定による興行場の設置の場所の基準は、排水及び換気に支障のない場所その他の入場者の衛生に支障のない場所であることとする。

(興行場の構造設備の基準)

第3条 法第2条第2項の規定による興行場の構造設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 施設全般

ア ねずみ、昆虫等の侵入を防止するため、外部に開放されている給気口、排気口等に金網等を設けること。

イ 十分な耐久性を有する材料で築造し、喫煙できる場所の床面は、不燃材料又は難燃性を有する材料で築造する等適当に不燃措置を講ずること。

ウ 清掃及び排水が容易に行える構造とすること。

エ 興行を見る、又は聞くため入場者が利用する場所（以下「観覧室」という。）は、食堂、ロビー、便所及び売店等と隔壁等により区画すること。

- オ 食堂，売店又は食品販売設備は，便所の付近その他不潔な場所に設けないこと。  
ただし，便所に次室を設けた水洗便所であって衛生上支障がない場合は，この限りでない。
- カ 観覧室，ロビー等に温度計及び湿度計を入場者に見えるよう適当な位置に設けること。
- キ 入場者が容易に移動し，及び避難できる構造とすること。
- ク 入場者の使用に供する座布団等がある場合は，衛生的に保管できる設備を設けること。
- ケ 適当な数の清掃用具及び散水用具を備え，これらを衛生的に保管できる専用の設備を設けること。
- コ ごみ等が飛散し，又は流出しない構造の適当な数のごみ箱を設けること。
- サ ごみ等の集積場を設けること。ただし，建築物の一部に設置された興行場であって，当該建築物のごみ等の集積場が利用できるものについては，この限りでない。

## (2) 観覧室

- ア 入場者が容易に移動し，着席し，及び出入りすることができること。
- イ 入場者の衛生に支障が生じないよう清掃及び消毒が容易にできること。
- ウ 十分な広さ及び高さを有すること。
- エ 適当な数及び広さの観覧席を設けること。

## (3) 空気環境

- ア 観覧室の床面積及び収容人員に見合った能力を有する換気設備又は空気調和設備を設けること。
- イ 調理室，喫煙所及び便所にあつては，汚染空気を適切に排出できる局所排気装置を設けること。

## (4) 照明

- ア 入場者が利用する場所には，床面において150ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備及び床面において30ルクス以上の照度を満たす機能を有する非常用の補助照明設備を設けること。
- イ 観覧室には，通路の床面において常に0.2ルクス以上の照度を満たす機能を有

する照明設備を設けること。

ウ 映写等のため消灯を行う観覧室にあつては、電圧昇降器等により照度を調節することができる照明設備を設けること。

エ アからウまでに規定する場合を除き、床面から80センチメートルの高さの全ての所において100ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。

#### (5) 便所

ア 男性用便所及び女性用便所を1箇所以上設けること。ただし、建築物の一部に設置された興行場については、当該建築物の便所がウからクまでに掲げる基準を満たし、かつ、当該興行場の入場者が容易に利用できる場合は、この限りでない。

イ 興行場内に設けること。

ウ 水洗便所とすること。

エ 男性用及び女性用に区画して設け、入場者にその旨が明らかに分かるよう表示すること。

オ 出入口は、直接観覧室に開口しない構造とすること。ただし、衛生上支障がない場合は、この限りでない。

カ 床面及び床面から1メートルの高さまでの内壁は、不浸透性材料（コンクリート、タイルその他汚水が浸透しないものをいう。）で作られ、清掃が容易に行える構造とすること。

キ 適当な数の便器を設けること。

ク 清浄な水を供給できる流水式給水栓を有する適当な数の手洗い設備を設けること。

(入場者の衛生に必要な措置の基準)

第4条 法第3条第2項に規定する興行場の入場者の衛生に必要な措置の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

#### (1) 施設全般

ア 興行場の内外は、毎日清掃し、衛生上支障のないようにすること。

イ ねずみ、昆虫等を防除するため定期的に巡回点検及び防除作業を行うこと。

ウ 入場者が利用する場合は、定期的に消毒を行うこと。

エ 防除作業又は消毒を行ったときは、その都度実施記録を作成し、当該実施記録を

作成の日から2年間保存すること。

オ 設備及び器具は、定期的に保守点検を行い、常に適正に使用できるよう整備すること。

カ 食堂、売店及び食品販売設備は、常に清潔かつ衛生的に保つこと。

キ 温度計及び湿度計は、入場者が容易に見ることができるよう適正に管理すること。

ク 清掃用具及び散水用具は、専用の設備に保管し、当該設備は適切に清掃を行い、常に衛生的に保つこと。

ケ 座布団等の保管設備は、適切に清掃を行い、常に清潔かつ衛生的に保つこと。

コ 入場者の使用に供するいす、座布団等は、常に清潔かつ衛生的に保つこと。

サ ごみその他の廃棄物は、適切に搬出し、興行場内に放置しないこと。

シ ごみ箱は、ごみ等が飛散し、又は流出しないよう管理するとともに、適切に清掃を行い、常に清潔を保つこと。

ス 便所は、常に清潔を保ち、臭気を著しく発散させないこと。

## (2) 空気環境

ア 炭酸ガス濃度は、0.15パーセント以下に保つこと。

イ 浮遊粉じんの量は、観覧室にあつては、1立方メートル当たり0.2ミリグラム以下に保つこと。

ウ 空気調和設備を設けている場合にあつては、ア及びイに規定するもののほか、次のとおりとすること。

(ア) 温度は、17度以上28度以下の範囲に保つこと。

(イ) 冷房する場合は、外気との温度差を著しくしないこと。

(ウ) 相対湿度は、30パーセント以上80パーセント以下を常に保つこと。

(エ) 気流は、毎秒0.5メートル以下であること。

エ アからウまでに規定する基準に係る測定を必要に応じ行うこと。

オ エの測定を行ったときは、その都度実施記録を作成し、当該実施記録を作成の日から2年間保存すること。

## (3) 照明

ア 照度は、照明設備の機能どおりに適正に保持すること。

イ 照度は、定期的に測定すること。

(4) その他

ア 喫煙所以外での喫煙を禁止すること。

イ 興行場の業務に従事する者のうちから衛生責任者を定め、当該興行場の衛生管理及び従業者の衛生教育を行わせること。

(基準の緩和等)

第5条 市長は、屋外に観覧席を有する興行場、季節的又は一時的に仮設する興行場その他特別な理由がある興行場に対し、その特性に応じ、衛生上支障がないと認められる範囲で、前2条に規定する基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による興行場法の一部改正に伴い、興行場の設置の場所及び構造設備並びに入場者の衛生に必要な措置の基準を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

## 甲 第 160 号 議 案

岡山市理容師法施行条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市理容師法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年9月4日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市理容師法施行条例の一部を改正する条例

岡山市理容師法施行条例（平成12年市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「, 必要な」を「必要な」に改める。

第4条中「もののほか, 」の次に「この条例の施行に関し」を加え, 同条を第7条とする。

第3条中「又は見習生」及び「, 当該従業者が理容師の場合にあっては」を削り, 同条を第6条とする。

第2条第2項中「前項に規定する」を「前項の」に改め, 同条を第5条とし, 第1条の次に次の3条を加える。

（理容所以外の場所において業を行うことができる場合）

第2条 理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第4条第3号に規定する理容所以外の場所において業を行うことができる場合は, 次に掲げるとおりとする。

- (1) 留置施設, 拘置所, 刑務所等に収容されている者に対して出張して理容を行う場合
- (2) 社会福祉施設等に入所している者等に対して出張して理容を行う場合
- (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する収容施設に避難している者に対して出張して理容を行う場合
- (4) その他市長が特別の理由があると認めて承認した場合

2 前項第4号に規定する承認を受けようとする者は, あらかじめ, 規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(理容の業を行うときに講ずべき衛生上必要な措置)

第3条 法第9条第3号に規定する理容の業を行うときに講ずべき衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 作業中は、清潔な専用の作業衣を着用し、かつ、顔面作業の際は、清潔なマスクを使用すること。
- (2) 指の爪は、常に短くし、客1人ごとに手指を石けん等で洗浄して消毒すること。
- (3) そり毛用剤は、客1人ごとに取り替えること。
- (4) 消毒薬又は消毒用器具は、消毒効果の十分あるものを常に使用すること。
- (5) 機械器具、化粧品等の使用に当たっては、その安全性に十分に注意し、適正に使用すること。
- (6) その他市長が必要と認めて指示する措置

2 理容所以外の場所において業を行うときは、前項各号に掲げる措置に加えて、必ず消毒薬及び消毒用器具を携帯して、皮膚に接する器具等の消毒を行わなければならない。

(理容所について講ずべき衛生上必要な措置)

第4条 法第12条第4号に規定する理容所について講ずべき衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 理容所の面積は、11.65平方メートル以上とし、理容を行うのに支障のない広さとすること。
- (2) 皮膚に接する器具等は、常に消毒済みのものが使用できるのに十分な数を備えてあること。
- (3) 皮膚に接する器具等を未消毒のものと消毒済みのものに区分して入れる適当な格納場所を設けること。
- (4) その他市長が必要と認めて指示する措置

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による理容師法の一部改正等に伴い、理容の業を行うときに講ずべき衛生上必要な措置を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

## 甲 第 161 号 議 案

岡山市美容師法施行条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市美容師法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年9月4日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市美容師法施行条例の一部を改正する条例

岡山市美容師法施行条例（平成12年市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「, 必要な」を「必要な」に改める。

第4条中「もののほか, 」の次に「この条例の施行に関し」を加え, 同条を第7条とする。

第3条中「又は見習生」及び「, 当該従業者が美容師の場合であっては」を削り, 同条を第6条とする。

第2条第2項中「前項に規定する」を「前項の」に改め, 同条を第5条とし, 第1条の次に次の3条を加える。

（美容所以外の場所において業を行うことができる場合）

第2条 美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第4条第3号に規定する美容所以外の場所において業を行うことができる場合は, 次に掲げるとおりとする。

- (1) 留置施設, 拘置所, 刑務所等に収容されている者に対して出張して美容を行う場合
- (2) 社会福祉施設等に入所している者等に対して出張して美容を行う場合
- (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する収容施設に避難している者に対して出張して美容を行う場合
- (4) その他市長が特別の理由があると認めて承認した場合

2 前項第4号に規定する承認を受けようとする者は, あらかじめ, 規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(美容の業を行うときに講ずべき衛生上必要な措置)

第3条 法第8条第3号に規定する美容の業を行うときに講ずべき衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 作業中は、清潔な専用の作業衣を着用し、かつ、顔面作業の際は、清潔なマスクを使用すること。
- (2) 指の爪は、常に短くし、客1人ごとに手指を石けん等で洗浄して消毒すること。
- (3) そり毛用剤は、客1人ごとに取り替えること。
- (4) 消毒薬又は消毒用器具は、消毒効果の十分あるものを常に使用すること。
- (5) 機械器具、化粧品等の使用に当たっては、その安全性に十分に注意し、適正に使用すること。
- (6) その他市長が必要と認めて指示する措置

2 美容所以外の場所において業を行うときは、前項各号に掲げる措置に加えて、必ず消毒薬及び消毒用器具を携帯して、皮膚に接する器具等の消毒を行わなければならない。

(美容所について講ずべき衛生上必要な措置)

第4条 法第13条第4号に規定する美容所について講ずべき衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 美容所の面積は、11.65平方メートル以上とし、美容を行うのに支障のない広さとする。
- (2) 皮膚に接する器具等は、常に消毒済みのものが使用できるのに十分な数を備えていること。
- (3) 皮膚に接する器具等を未消毒のものと消毒済みのものに区分して入れる適当な格納場所を設けること。
- (4) その他市長が必要と認めて指示する措置

2 結髪のみを業とする者は、市長の承認を得て前項の規定によらないことができる。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による美容師法の一部改正等に伴い，美容の業を行うときに講ずべき衛生上必要な措置を定める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

## 甲 第 162 号 議 案

岡山市クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年 9 月 4 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例

岡山市クリーニング業法施行条例（平成15年市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「もののほか、」の次に「この条例の施行に関し」を加え、同条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条第1項中「又は」を「及び」に改め、同条を第3条とし、同条の前に次の1条を加える。

（営業者の講ずべき衛生措置等）

第2条 法第3条第3項第6号に規定する営業者がクリーニング所において講ずべき衛生措置等は、次のとおりとする。

(1) クリーニング所の業務について講ずべき措置

ア 防じん作業は、受渡場、洗場及び仕上場以外の場所で行うこと。

イ 洗濯物は、洗濯機、脱水機その他の機械設備により洗濯すること。

ウ 仕上作業は、清潔な衣服を着用して行うこと。

エ アイロン仕上げのための霧吹きは、器具を使用して行うこと。

オ 仕上台は、受渡場として使用しないこと。

カ 洗濯物の集配に用いる容器は、洗濯又は仕上げが終わったものと終わらないものに区分して使用すること。

キ クリーニング所及び洗濯物の集配又は収納に用いる容器は、常に消毒並びにねずみ及び昆虫の駆除を行うこと。

ク その他市長が必要と認めて指示する措置

(2) クリーニング所について講ずべき措置

ア クリーニング所は、住居部分と明確に区画し、他の用途に併用しないこと。

イ 洗濯物を洗濯又は仕上げが終わったものと終わらないものに区分して収納することができる格納所又は容器を備えること。

ウ 各作業工程について十分な照度及び換気を確保すること。

エ 洗場の内壁は、床面から1メートルの高さまで不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。クにおいて同じ。）を使用すること。

オ 洗場には、清潔な水を十分に供給することができるよう必要な設備を設けること。

カ 洗場及びその周辺は、排水が停滞することなく完全に排除される構造とすること。

キ 洗濯に使用する薬品、洗剤等に係る専用の保管庫又は戸棚等を設けること。

ク 仕上場の床は、不浸透性材料を使用し、清掃が容易に行える構造とすること。

ケ 受渡場及び仕上場の天井は、ほこりが落下しない構造とすること。

コ その他市長が必要と認めて指示する措置

附則第2項中「第2条第1項」を「第3条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によるクリーニング業法の一部改正に伴い、クリーニング所における営業者の講ずべき衛生措置等について定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

## 甲 第 163 号 議 案

岡山市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年9月4日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

岡山市食品衛生法施行条例（平成12年市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「, 必要な」を「必要な」に改める。

第4条中「もののほか, 」の次に「この条例の施行に関し」を加え, 同条を第5条とし, 第3条を第4条とし, 第2条を第3条とし, 第1条の次に次の1条を加える。

（食品衛生検査施設の設備等の基準）

第2条 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項に規定する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準は, 次のとおりとする。

- (1) 理化学検査室, 微生物検査室, 動物飼育室, 事務室等を設けること。
- (2) 純水装置, 定温乾燥器, ディープフリーザー, 電気炉, ガスクロマトグラフ, 分光光度計, 高圧滅菌器, 乾熱滅菌器, 恒温培養器, 嫌気培養装置, 恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。
- (3) 検査又は試験のために必要な職員を置くこと。

別表中「（第2条関係）」を「（第3条関係）」に改め, 同表第3の項中「食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）」を「政令」に改め, 同表第8の項中「食品衛生法」を「法」に改める。

附 則

この条例は, 平成25年4月1日から施行する。

## 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令の施行による食品衛生法施行令の一部改正に伴い、本市が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準について定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

## 甲 第 164 号 議 案

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定  
するものとする。

平成24年 9 月 4 日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年市条例第32号）の一部を次  
のように改正する。

目次中「第18条―第30条」を「第18条―第30条の2」に、「第53条」を「第  
53条・第54条」に改める。

第3章第1節中第30条の次に次の1条を加える。

（技術管理者の資格）

第30条の2 法第21条第3項に規定する市が法第6条の2第1項の規定により一般廃  
棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者は、次のいずれか  
の資格を有する者とする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、  
水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、  
1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号にお  
いて同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関

- する科目を修めて卒業した後，２年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学，薬学，工学，農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後，３年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学，薬学，工学，農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後，４年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学，薬学，工学，農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後，５年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科，化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後，６年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学，工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後，７年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

#### 附 則

この条例は，平成25年4月1日から施行する。

#### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い，本市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

## 甲 第 165 号 議 案

岡山市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年9月4日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市防災会議条例の一部を改正する条例

岡山市防災会議条例（昭和38年市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

第3条第7項中「第5項第7号の委員」を「第5項第7号及び第8号の委員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害対策基本法の一部改正に伴い、所掌事務の一部を変更する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

## 甲 第 166 号 議 案

岡山市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市災害対策本部条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年9月4日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市災害対策本部条例の一部を改正する条例

岡山市災害対策本部条例（昭和38年市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

## 甲 第 167 号 議 案

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年9月4日提出

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市条例第 号

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例

岡山市火災予防条例（昭和37年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「全出力20キロワット以下のもの」を「全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるもの」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（急速充電設備）

第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (9) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- (11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
  - ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
  - イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- (13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。
- (14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

第13条第2項中「前条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条第3項中「前条第1項第3号の2」を「第12条第1項第3号の2」に改め、同条第4項中「前条第1項第7号」を「第12条第1項第7号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の第12条の2の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。